

## **たつの市民病院経営形態検討委員会設置要綱**

### (設置)

第1条 たつの市民病院（以下「市民病院」という。）が地域医療機能の維持と向上を図り、安定的な運営を確保するため、たつの市民病院経営形態検討委員会設置要綱（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 市民病院の担うべき地域医療機能に関すること。
- (2) 市民病院の運営形態に関すること。
- (3) 市民病院の運営に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療又は病院経営に精通している者
- (3) 市議会の議員
- (4) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議及び議決)

第6条 委員会は、会長が招集し、議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事を決する必要がある場合は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 前項において、委任状を提出した委員は会議に出席したものとみなし、議事を決する場合は委任状によって指名された者が代理してその可否を示すものとする。

4 会議は、会長の判断により、書面で開催することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画担当課において担当し、必要に応じて市民病院事務局が分担する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。